

四半期報告書

(第11期第1四半期)

アイティメディア株式会社

(E05686)

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	8
4 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【生産、受注及び販売の状況】	9
2 【事業等のリスク】	9
3 【経営上の重要な契約等】	9
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	10
第3 【設備の状況】	13
第4 【提出会社の状況】	14
1 【株式等の状況】	14
2 【株価の推移】	34
3 【役員の状況】	34
第5 【経理の状況】	35
1 【四半期連結財務諸表】	36
2 【その他】	47
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	48

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年7月31日

【四半期会計期間】 第11期第1四半期（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

【会社名】 アイティメディア株式会社

【英訳名】 ITmedia Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大 楓 利 樹

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目3番1号

【電話番号】 03-6824-9393（代表）

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 管理本部長 小 林 教 至

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目3番1号

【電話番号】 03-6824-9396

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 管理本部長 小 林 教 至

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第10期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第11期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第10期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高 (千円)	769,305	546,559	3,094,006
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	34,560	△127,601	57,899
四半期純利益又は四半期(当期)純損失 (△) (千円)	21,071	△168,123	△51,640
純資産額 (千円)	4,000,343	3,723,585	3,886,943
総資産額 (千円)	4,233,116	4,032,389	4,099,179
1株当たり純資産額 (円)	62,785.00	59,242.54	61,881.74
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期(当期)純損失金額 (△) (円)	332.76	△2,684.90	△816.61
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額 (円)	330.08	—	—
自己資本比率 (%)	94.4	92.0	94.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△27,072	△73,278	52,130
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	47,754	△338,735	217,866
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	39,514	△307	△4,356
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	1,671,933	1,465,055	1,877,376
従業員数 (名)	188	200	188

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第10期及び第11期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

(1) 当社グループの事業について

当社グループは、当社及び連結子会社であるzoome株式会社（動画投稿コミュニティサイト運営会社）及び連結子会社である有限会社ネットビジョン（ドメイン¹保有）の計3社で構成されており、インターネット時代の新しい出版・メディア企業として、IT（情報技術）をテーマとした専門性の高い情報（ニュースや技術解説記事など）を、インターネットを通してユーザーに提供するメディア事業を中心に展開しております。

当社グループは、ウェブサイトやメールマガジン等を通じて、IT関連分野の専門編集記者によって制作・編集された専門性の高い記事を、月間数千本の規模で提供しております。その結果、当社が運営するウェブサイトを訪れるユニークユーザー²数は約1,220万人／月となり、閲覧されるページビュー³数は1.1億／月（いずれも平成21年6月末現在）となっております。

当社グループが提供するメディアの特長は、他社が制作した記事を幅広く集めて掲載するポータルサイトや、ユーザー自身が記事を発信してコミュニティを形成していくサイトとは異なり、IT関連分野に精通した専門編集記者集団によって提供される情報の質の高さと量の豊富さ、発信の即時性にあります。その結果、メディアとしての信頼感とブランドが、当社の大きな強みとなっております。

また、動画投稿コミュニティサイト運営会社であるzoome株式会社が保有する高画質な動画配信技術、ユーザーからの投稿を促す企画力により、従来の読者の満足度向上と新たな読者層や顧客の獲得、迅速かつ専門性の高い情報配信に加え、豊かな表現力を持つ動画コンテンツを各メディアの記事内に盛り込む取り組みを強化しております。

当社グループの収益は、その約90%（当第1四半期累計期間実績）をウェブサイトやメールマガジン等に掲載する企業の広告から得ております。IT関連分野の情報を、種類や利用目的によって分類して提供することにより、各分野に関心のあるユーザーを集めることが可能となり、広告主にとって宣伝効果の高い広告媒体となっております。

当社グループは広告収益のほか、隣接事業として、ポータルサイト等への記事の提供、価格比較サイトとの提携によるデジタル関連製品の電子商取引等による収益があります。また、その他事業として、人材紹介会社等から転職希望技術者のデータベースを利用することによる手数料収入を得ております。

¹ ドメイン：インターネットに接続するネットワークの組織名を示す言葉で、インターネット上の住所にあたります。組織の固有名と組織の種類、国名で構成されています（例：itmedia.co.jp）。日本では日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）が管理しています。一般に企業名を表すco.jpドメインは、1組織1ドメインのみ登録・取得が可能です。

² ユニークユーザー：あるウェブサイトがどの程度アクセスされているかを示す単位のひとつ。1ユニークユーザーとは、ある一定期間内にウェブサイトに訪れた、重複のないユーザーをさします。延べ訪問数ではなく、ある一定期間内に同じサイトに複数回訪問した人も一人と数えるため、そのサイトに興味を示している人がどれくらいいるのかを正確に測定することが可能です。

³ ページビュー：あるウェブサイトがどの程度アクセスされているかを示す単位のひとつ。1ページビューとは、あるウェブサイトを閲覧しているユーザーのブラウザに、そのウェブページが1ページ分表示されることをさします。通常、ウェブサイトを見ているユーザーは、サイト内の複数のページを閲覧するため、そのサイトを訪問した実質のユーザー数（ユニークユーザー数）よりもページビュー数のほうが数倍多くなります。

(2) 各セグメントの事業内容について

当社グループの事業区分については、従来、「内部管理上採用している事業部別の区分」であるテクノロジー・メディア事業、ライフスタイル・メディア事業、エンタープライズ・メディア事業、ビジネス・メディア事業、人財メディア事業、ターゲティング・メディア事業の6区分としておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、外部環境の劇的な変化からターゲティング・メディア事業で取り扱っていた顧客ニーズの高い商品をすべての事業セグメントに展開する方針を決定し、その方針に対応すべく組織変更を行なったことから、「商品の性質・種類による区分」により、メディア事業とその他事業の2区分に変更することいたしました。

なお、当社グループの各セグメント及び組織上の事業部門等との関連は、次に記載のとおりであります。

事業セグメント	事業部門	主要サイト・製品	情報の内容	対象とするユーザー
メディア事業	①ITインダストリー事業部門	IT技術者向け専門情報提供サイト 「@ IT」「@ IT情報マネジメント」「@ IT MONOist」	専門性の高いIT関連情報・技術解説	システム構築や運用等に携わるIT関連技術者
		情報システム部門向け情報提供サイト 「ITmedia エンタープライズ」 経営者層向けコミュニケーション事業 「ITmedia エグゼクティブ」	企業情報システムの導入や運用等の意思決定に資する情報	企業の情報システム責任者及び管理者
		会員向け購買支援情報提供サイト 「TechTargetジャパン」	IT関連製品やサービスの導入・購買を支援する情報ならびに会員サービス	企業の情報システムの導入に意思決定権を持つキーパーソン
		環境ビジネス情報提供サイト 「環境メディア」	環境ビジネス関連情報ならびに会員サービス	環境ビジネスに携わる管理者や技術者、環境関連製品の利用者
	②ビジネス・コンシューマー事業部門	ビジネスパーソン向けニュース、情報提供サイト 「ITmedia News」「ITmedia プロモバ」「誠 Biz. ID」「Business Media 誠」	情報技術に関するニュース及び、ITを効率的に仕事へ活用するための情報	IT活用に積極的なビジネスパーソン
		デジタル関連機器等の製品情報及び活用に関する情報提供サイト 「ITmedia +D」	携帯、パソコン、家電、ゲーム等デジタル関連機器の製品情報ならびに活用情報	デジタル関連機器等の活用に積極的な消費者
		音楽情報サイト 「BARKS」	音楽・楽器関連のニュース、アーティスト関連情報及び会員サービス	10~20代を中心とした音楽ファン
		動画投稿コミュニケーションサイト 「zoome」	ユーザーが制作投稿した動画情報及び会員サービス	クリエイターと動画ファン
	③人財支援事業部門(メディア事業)	IT関連技術者向けキャリアアップ、転職支援情報提供サイト 「@ IT自分戦略研究所」「JOB@ IT」	スキルアップや転職を希望するIT関連技術者を支援するための情報	転職及びスキルアップを志向するIT関連技術者
その他事業	③人財支援事業部門(その他事業)	IT関連技術者向け転職支援サービス 「JOB@ IT」	スキルアップや転職を希望するIT関連技術者を支援するための会員サービス	転職及びスキルアップを志向するIT関連技術者

①ITインダストリー事業部門

(テクノロジー分野)

情報システムの開発・運用に携わるIT技術者を対象に、最新技術の動向を技術的観点から解説するウェブサイト「@IT」と「@IT情報マネジメント」および製造業に携わる技術者を対象に、技術情報や業界最新動向を提供するウェブサイト「@IT MONOist」を提供しております。IT技術者および製造業技術者向けに、実務に役立つ問題解決メディアとして専門性の高い技術解説記事を主力コンテンツとしております。また、上級のIT技術者に必要な情報システムの管理、システム運用、プロジェクト管理分野等に関するコンテンツを提供しております。

収益の主なものは、「@IT」、「@IT情報マネジメント」及び「@IT MONOist」を媒体とした広告収益です。当事業部門が運営するメディアに顧客企業の広告を掲載する「インプレッション型広告」と、当事業部門が顧客企業に代わって企画・編集を行なう「タイアップ型広告」という広告商品を提供しております。

(エンタープライズ分野)

情報システムの導入と運用に携わる経営層や企業ユーザーなどを対象に、情報システムの利用促進について経営的観点から解説するサイト「ITmedia エンタープライズ」、ならびに経営層向けSNS型コミュニケーションサイト「ITmediaエグゼクティブ」を提供しております。

収益の主なものは、「ITmedia エンタープライズ」及び「ITmedia エグゼクティブ」を媒体とした広告収益です。当社が運営する他メディアと同様「インプレッション型広告」と「タイアップ型広告」という広告商品を提供しております。

(ターゲティング分野)

企業におけるIT製品／サービスの導入・購買を支援する会員制ウェブサイト「TechTarget ジャパン」を提供しております。

当ウェブサイトの特徴は、登録会員に対しては登録会員のみ閲覧できる限定情報を提供し、顧客企業には顧客企業の製品・サービス等に関する情報を閲覧した会員情報を提供する点にあります。特に顧客企業にとては、当サイトを利用することによって、購入意識の高い見込み客の情報を得られるというメリットがあります。このビジネスモデルを米国で成功させているTechTarget Inc. と業務提携することにより、同社のノウハウを取り入れ、魅力的なサービスを提供しております。

当ウェブサイトの中核サービスは、顧客企業の製品情報や技術解説書、カタログなどを当社サイトに掲載し、登録会員に閲覧を促すホワイトペーパー⁴ダウンロードですが、そのほかにも当社の編集記者が制作したタイアップ記事や動画情報など、多様な商品を提供しております。

収益の主なものは、顧客企業の製品やサービス等の情報掲載料であり、当社ではこれらの収益を広義での広告収益と位置づけております。

(環境ビジネス分野)

環境ビジネスに携わる企業のマネジメント層やエンジニアなどを対象に、「環境経営」「環境技術」「環境ビジネス」の3つのテーマにおいて専門的な情報を提供しております。

収益の主なものは、「環境メディア」を媒体とした広告収益です。当社が運営する他メディアと同様「インプレッション型広告」と「タイアップ型広告」という広告商品を提供しております。

②ビジネス・コンシューマー事業部門

(ビジネス分野)

技術と情報を積極的に業務に活用するビジネスパーソンを対象に、IT関連ニュース、仕事への効率的なIT活用方法、及びビジネス関連情報等を提供する「ITmedia News」「Business Media 誠」「誠 Biz. ID」を提供しております。「ITmedia News」では、国内外の最新情報をスピーディーに提供しております。

「Business Media 誠」では、現場を率いるアクションリーダーに向けて、企業金融、国際経済、業界・企業動向などを提供しております。「誠 Biz. ID」では、ビジネスの現場において情報技術やネットワークを活用されている読者に対して、最先端のIT関連サービス及び商品を紹介し、仕事に活用する方法を提案しております。

収益の主なものは、各ウェブサイトを媒体とした広告収益（「インプレッション型広告」と「タイアップ型広告」）です。また、当事業部門が編集・制作した記事を他社に提供することによる手数料を得ております。

(ライフスタイル分野)

パソコンをはじめ携帯電話、次世代AV機器、フラットパネルテレビなどに代表される各種デジタル関連機器等を使用する消費者やゲームユーザーを対象に、新製品情報や活用方法等を提供する「ITmedia + D」「ITmedia Gamez」「ITmedia for iPhone」、10代から20代の若者を中心とした幅広い世代の音楽ファンを対象に、音楽・楽器関連のニュースからアーティストコメント動画を提供する音楽情報専門サイト「BARKS」、動画投稿コミュニティサイト「zoome」を提供しております。

収益の主なものは、各ウェブサイトを媒体とした広告収益（「インプレッション型広告」と「タイアップ型広告」）です。また、広告収益のほか、電子商取引を専業とする事業者との提携による販売手数料、当事業部門が編集・制作した記事を他社に提供することによる手数料等の収益を得ております。

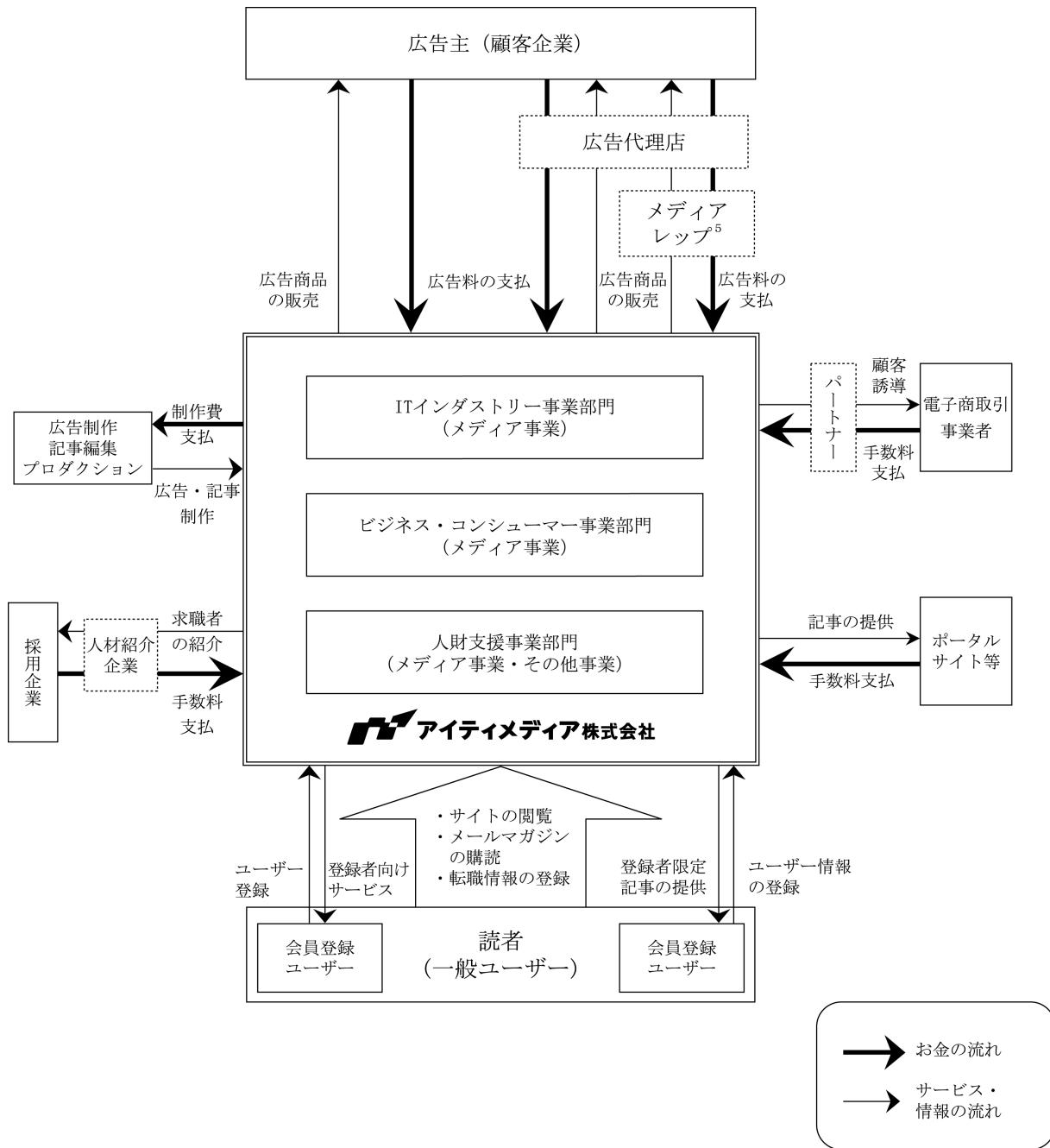
③人財支援事業部門

当事業部門は、IT関連技術者のためのスキルアップ及び転職支援情報サイト「@ IT自分戦略研究所」、ならびにIT技術者の求人情報サービス「JOB@ IT」の提供を行なっております。

収益の主なものは、広告収益とサービス収益です。広告収益は「@ IT自分戦略研究所」「JOB@ IT」に掲載する「インプレッション型広告」と「タイアップ型広告」で、人材紹介企業や求人企業が主要顧客です。サービス収益には、IT技術者の求人・派遣情報を掲載する掲載料や、会員登録しているIT関連技術者の属性の情報提供料等があり、人材紹介企業が主要顧客です。いずれも、「@ IT」などをはじめとして、当社のコンテンツを閲覧するために訪れるIT関連技術者の転職希望者のニーズと求人企業・人材紹介企業のニーズを引き合わせる機会を提供することにより収益を生み出すビジネスモデルです。

⁴ ホワイトペーパー：企業が作成する技術関連の報告書や調査レポートのこと。製品やサービスについて、技術解説や搭載機能の利用法、過去の機能との性能比較、事例などを掲載しています。

当社グループの事業の系統図は、次のとおりであります。



※連結子会社zoome株式会社は、メディア事業セグメント（ビジネス・コンシューマー事業部門）に属する会社であります。
連結子会社有限会社ネットビジョンは、当社サイトのドメイン保有会社であります。

⁵ メディアレップ：インターネット広告を専門に扱う一次代理店のこと。人気の高いウェブサイトやメールマガジンを広告媒体として発掘し、広告掲載希望者と広告媒体のマッチングを行ないます。広告主や、広告代理店から見るとインターネット広告を買い付ける先となり広告媒体の運営者から見ると自社広告枠の販売窓口となります。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成21年6月30日現在

従業員数（名）	200 [18]
---------	-----------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員欄の〔外書〕は、臨時従業員の当四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（名）	193 [15]
---------	-----------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員欄の〔外書〕は、臨時従業員の当四半期会計期間の平均雇用人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行なっておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは受注から納品までの期間が短期間のため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	販売高（千円）	前年同期比（%）
ITインダストリー事業部門	323,069	81.6
ビジネス・コンシューマー事業部門	191,423	67.2
人財支援事業部門	32,066	36.3
合計	546,559	71.0

- (注) 1 当第1四半期連結会計期間より、事業の種類別セグメントの変更をしております。変更の内容については、「第5「経理の状況」1「四半期連結財務諸表」注記事項（セグメント情報）」に記載しております。なお、前年同期比較については、前第1四半期連結会計期間分を変更後の区分に組み替えて行っております。
2 連結グループ内部取引については、相殺消去しております。
3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	販売高（千円）	割合（%）	販売高（千円）	割合（%）
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)	156,366	20.3	56,808	10.4
(株)サイバー・コミュニケーションズ	57,529	7.5	75,555	13.8

- 4 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行なわれておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間における総資産は40億32百万円（前連結会計年度末比66百万円減）となりました。主な内訳は、現金及び預金の減少7億12百万円、有価証券の増加6億99百万円であります。

負債合計は3億8百万円（同96百万円増）となりました。主な内訳は、賞与引当金の減少43百万円、事務所移転損失引当金の増加1億20百万円であります。

純資産合計は37億23百万円（同1億63百万円減）となりました。

(2) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国の経済は、前連結会計年度に深刻化した世界的な不況から、一部企業の在庫調整が進み、景気にも底入れ感が出てきたと報じられておりますが、依然、先行き不透明な状況で推移しております。

こうした国内産業全体の停滞や縮小により、企業の広告宣伝費は減少し、特に新聞・テレビなどいわゆるマスメディア媒体にその傾向が顕著に出ております。さらに、当第1四半期連結会計期間においては、これまで順調に成長拡大を続けてきたインターネット広告にも明らかにその影響が出てきました。（経済産業省「特定サービス産業動態統計調査（広告業）」より）

当社の主要顧客であるIT関連企業の多くも、前連結会計年度における企業業績の悪化から、広告費削減の動きが依然続いており、投資対効果がわかりやすいとされてきたインターネット広告についても、価格競争が一層激化しております。

このような状況下におきまして、当社グループは、成長分野であるターゲティング事業分野に重点的な資源配分を行うとともに、全社的なコスト削減に取り組んでまいりました。また、新規コンテンツ（ウェブサイトや記事コーナー）としましては、国際会計基準（IFRS）専門コーナー「IFRS 国際会計基準フォーラム」、IT業界志望学生向けの就職活動支援コーナー「IT業界就職ラボ」を開設しております。その他、次世代モバイルプラットフォームiPhone 3G向け無料アプリケーション「Biz誠（ビズマコト）」の提供を開始しております。また、動画投稿コミュニティサイトを運営する連結子会社zoom株式会社と共同で、ユーザー参加型ゲーム情報サイト「ITmedia Gamez（ゲームズ）」を開始しております。

このような結果、当第1四半期連結会計期間におきましては、売上高は5億46百万円（前年同四半期比29.0%減）、営業損失は1億30百万円（同1億54百万円利益減）、経常損失は1億27百万円（同1億62百万円利益減）及び四半期純損失は1億68百万円（同1億89百万円利益減）となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間より事業の種類別セグメントを変更しております。

事業の種類別セグメントの業績は、「第5「経理の状況」1「四半期連結財務諸表」注記事項（セグメント情報）」に記載の通り、その記載を省略しておりますが、事業部門別の業績は以下の通りであります。

また、前年同四半期比較については、前第1四半期連結会計期間分を当第1四半期連結会計期間の事業部門に組み替えて行っております。

（事業部門別の業績）

①ITインダストリー事業部門

ITインダストリー事業部門におきましては、広告効果の高い「TechTargetジャパン」の売上が不況下ながら順調に推移したほか、国際会計基準（IFRS）専門コーナー「IFRS 国際会計基準フォーラム」を

開設するなど企業の新しい広告ニーズの開拓を目的としたコンテンツ充実を進めております。しかしながら、前連結会計年度下期以降のIT関連企業の広告出稿抑制が影響し、当第1四半期連結会計期間の売上高は3億23百万円（前年同四半期比18.4%減）、営業損失は47百万円（同26百万円利益減）となりました。

②ビジネス・コンシューマー事業部門

ビジネス・コンシューマー事業部門におきましては、次世代モバイルプラットフォームiPhone 3G向けアプリケーションの強化や、「Business Media 誠」のページビューが前年同期比で44%成長するなど、読者の拡大を推進したものの、前連結会計年度下期以降のIT関連企業の広告出稿抑制が影響し、当第1四半期連結会計期間の売上高は1億91百万円（前年同四半期比32.9%減）、営業損失は57百万円（同77百万円利益減）となりました。

③人財支援事業部門

人財支援事業部門におきましては、IT系技術者の求人市場が前連結会計年度第4四半期以上に冷え込み、広告売上ならびにサービス売上ともに減少した結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は32百万円（前年同四半期比63.7%減）、営業損失は25百万円（同50百万円利益減）となりました。なお、平成21年6月に開設したIT業界志望学生向けの就職活動支援コーナー「IT業界就職ラボ」は当第3四半期連結会計期間以降に売上貢献する見込みであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末より4億12百万円減少し、14億65百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における営業活動の結果、減少した資金は73百万円となり、前年同四半期と比べ46百万円減少いたしました。収入の主な内訳は、売上債権の減少によるキャッシュ・フローの増加68百万円であり、支出の主な内訳は、賞与引当金の減少によるキャッシュフローの減少43百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における投資活動の結果、減少した資金は3億38百万円となり、前年同四半期と比べ3億86百万円減少いたしました。主な内訳は、有価証券の取得による支出2億円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローについては、記載すべき重要な取引がないため記載を省略しております。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前連結会計年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	200,000
計	200,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数（株） (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数（株） (平成21年7月31日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	63,622	63,622	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。なお、単元株制度の採用はありません。
計	63,622	63,622	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権等の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株引受権付無担保社債に基づく新株引受権

(平成13年5月10日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株引受権の数（個）	—
新株引受権のうち自己新株引受権の数（個）	—
新株引受権の目的となる株式の種類	普通株式
新株引受権の目的となる株式の数（株） (注) 1、2、6	142
新株引受権の行使時の払込金額（円） (注) 3、6	25,000
新株引受権の行使期間	平成16年4月1日～ 平成23年7月10日
新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） (注) 6	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株引受権の行使の条件	(注) 4
新株引受権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株引受権の交付に関する事項	—
新株引受権付社債の残高（百万円）	0

(注) 1 新株引受権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株引受権の目的となる株式の数を減じている。

- 2 新株引受権発行日以後、当社が株式分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、0.01株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- 3 新株引受権発行日後、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき（新株引受権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、資本減少を行なう場合、株式併合を行なう場合及びその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4 新株引受権行使の条件について

- (1) 取締役が、当社の取締役としての地位を喪失した日において、新株引受権に関する一切の権利を放棄するものとし、かかる日以後これを使わないものとする。但し、取締役が会社の業務命令により他社の取締役または従業員に就任または転籍したために会社の取締役としての地位を喪失した場合、または特段の理由なく解任決議がなされもしくは任期満了後重任されなかつた場合はこの限りではない。
- (2) 対象者は、会社が株式公開をした日以降、以下の区分に従って、新株引受権行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株引受権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。

- a 平成16年4月1日以降1年間は、割当てられた新株引受権の25%について権利行使することができる。
- b 平成17年4月1日以降1年間は、割当てられた新株引受権の50%について権利行使することができる。
- c 平成18年4月1日以降は、割当てられた新株引受権の全てについて権利行使することができる。
- d 前項に関わらず、平成19年3月31日時点において会社が株式公開を機関決定していない場合、対象者は、平成19年4月1日以降平成23年7月10日まで、新株引受権の全てを行使することができるものとする。

(3) その他の条件は、当社と新株引受権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。

5 新株引受権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。

6 平成14年6月20日及び平成19年10月1日の株式分割により、「新株引受権の目的となる株式の数」、「新株引受権の行使時の払込金額」、「新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

② 新株引受権付無担保社債に基づく新株引受権

(平成13年5月10日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株引受権の数（個）	—
新株引受権のうち自己新株引受権の数（個）	—
新株引受権の目的となる株式の種類	普通株式
新株引受権の目的となる株式の数（株） (注) 1、2、6	140
新株引受権の行使時の払込金額（円） (注) 3、6	25,000
新株引受権の行使期間	平成16年4月1日～ 平成23年7月10日
新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） (注) 6	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株引受権の行使の条件	(注) 4
新株引受権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株引受権の交付に関する事項	—
新株引受権付社債の残高（百万円）	0

(注) 1 新株引受権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株引受権の数及び新株引受権の目的となる株式の数を減じている。

- 2 新株引受権発行日以後、当社が株式分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、0.01株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- 3 新株引受権発行日後、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき（新株引受権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、資本減少を行なう場合、株式併合を行なう場合及びその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4 新株引受権行使の条件について

- (1) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株引受権の権利行使はできなくなり、本新株引受権は失効するものとする。
 - a 対象者が会社の従業員としての地位を喪失したとき（但し、会社の取締役に就任した場合、または会社が諸般の事情を考慮のうえ、権利の存続を認めたときは、この限りではない。）
 - b 対象者が在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分をうけた場合
 - c 対象者が当社またはソフトバンクグループの社会的信用を害する行為その他当社またはソフトバンクグループに対する背信的行為と認められる行為をした場合
 - d 対象者が新株引受権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合

- (2) 対象者は、会社が株式公開をした日以降、以下の区分に従って、新株引受権行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株引受権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。
- a 平成16年4月1日以降1年間は、割当てられた新株引受権の25%について権利行使することができる。
 - b 平成17年4月1日以降1年間は、割当てられた新株引受権の50%について権利行使することができる。
 - c 平成18年4月1日以降は、割当てられた新株引受権の全てについて権利行使することができる。
 - d 前項に関わらず、平成19年3月31日時点において会社が株式公開を機関決定していない場合、対象者は、平成19年4月1日以降平成23年7月10日まで、新株引受権の全て行使することができるものとする。
- (3) その他の条件は、当社と新株引受権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。

5 新株引受権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。

6 平成14年6月20日及び平成19年10月1日の株式分割により、「新株引受権の目的となる株式の数」、「新株引受権の行使時の払込金額」、「新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

③ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

(平成15年8月26日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数（個） (注) 1、2	328
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株） (注) 1、2、6	656
新株予約権の行使時の払込金額（円） (注) 3、6	75,000
新株予約権の行使期間	平成17年8月27日～ 平成23年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） (注) 6	発行価格 75,000 資本組入額 37,500
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じている。

- 2 新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、0.01株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、当社が普通株式につき無償割当を行なう場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。
- 3 新株予約権発行日以降、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、株式無償割当を行なう場合、株式併合を行なう場合及びその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4 新株予約権行使の条件

- (1) 対象者が権利行使資格を喪失した場合、対象者は権利行使資格を喪失した日以降、本新株予約権を一切行使できず、かかる日において未行使の本新株予約権は失効する。
- (2) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株予約権の権利行使はできなくなり、本新株予約権は失効するものとする。
 - a 対象者が在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合
 - b 対象者が当社の書面による承諾なしに当社と競合関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任または就職した場合

- c 対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- d 対象者が当社またはソフトバンクグループの社会的信用を害する行為その他当社またはソフトバンクグループに対する背信的行為と認められる行為をした場合
- e 対象者が新株予約権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合
- f 対象者が本新株予約権を放棄した場合
- g 対象者が権利行使期間到来前に死亡した場合

- (3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。
- a 平成17年8月26日と株式公開日より6ヶ月経過する前日のどちらか遅い日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
 - b 上記a 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の25%について権利行使することができる。
 - c 上記b 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
 - d 上記c 経過後、平成23年7月10日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。

- (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。

5 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。

6 平成19年10月1日の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整される。

④ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

(平成17年9月15日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数（個） (注) 1、2	682
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株） (注) 1、2、6	1,364
新株予約権の行使時の払込金額（円） (注) 3、6	83,500
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日～ 平成27年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） (注) 6	発行価格 83,500 資本組入額 41,750
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じている。

- 2 新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、0.01株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、当社が普通株式につき無償割当を行なう場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。
- 3 新株予約権発行日以降、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、株式無償割当を行なう場合、株式併合を行なう場合及びその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4 新株予約権行使の条件

- (1) 対象者が権利行使資格を喪失した場合、対象者は権利行使資格を喪失した日以降、本新株予約権を一切行使できず、かかる日において未行使の本新株予約権は失効する。
- (2) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株予約権の権利行使はできなくなり、本新株予約権は失効するものとする。

- a 対象者が在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分をうけた場合
- b 対象者が当社の書面による承諾なしに当社と競合関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任または就職した場合
- c 対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- d 対象者が当社またはソフトバンクグループの社会的信用を害する行為その他当社またはソフトバンクグループに対する背信的行為と認められる行為をした場合
- e 対象者が新株予約権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合
- f 対象者が本新株予約権を放棄した場合
- g 対象者が権利行使期間到来前に死亡した場合

(3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。

- a 平成19年6月17日と株式公開日より6ヶ月経過する前日のどちらか遅い日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
- b 上記a 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の25%について権利行使することができる。
- c 上記b 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
- d 上記c 経過後、平成27年6月17日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。

(4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。

5 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。

6 平成19年10月1日の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

⑤ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

(平成18年2月15日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数（個） (注) 1、2	142
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株） (注) 1、2、6	284
新株予約権の行使時の払込金額（円） (注) 3、6	83,500
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日～ 平成27年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） (注) 6	発行価格 83,500 資本組入額 41,750
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じている。

- 2 新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、0.01株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、当社が普通株式につき無償割当を行なう場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。
- 3 新株予約権発行日以降、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、株式無償割当を行なう場合、株式併合を行なう場合及びその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4 新株予約権行使の条件

- (1) 対象者が権利行使資格を喪失した場合、対象者は権利行使資格を喪失した日以降、本新株予約権を一切行使できず、かかる日において未行使の本新株予約権は失効する。
- (2) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株予約権の権利行使はできなくなり、本新株予約権は失効するものとする。

- a 対象者が在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分をうけた場合
 - b 対象者が当社の書面による承諾なしに当社と競合関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任または就職した場合
 - c 対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - d 対象者が当社またはソフトバンクグループの社会的信用を害する行為その他当社またはソフトバンクグループに対する背信的行為と認められる行為をした場合
 - e 対象者が新株予約権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合
 - f 対象者が本新株予約権を放棄した場合
 - g 対象者が権利行使期間到来前に死亡した場合
- (3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。
- a 平成19年6月17日と株式公開日より6ヶ月経過する前日のどちらか遅い日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
 - b 上記a 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の25%について権利行使することができる。
 - c 上記b 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
 - d 上記c 経過後、平成27年6月17日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。
- 5 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。
- 6 平成19年10月1日の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

⑥ 会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の状況

(平成18年6月16日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数（個） (注) 1、2	51
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株） (注) 1、2、6	102
新株予約権の行使時の払込金額（円） (注) 3、6	125,000
新株予約権の行使期間	平成20年6月17日～ 平成28年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） (注) 6	発行価格 125,000 資本組入額 62,500
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じている。

- 2 新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、0.01株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、当社が普通株式につき無償割当を行なう場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。
- 3 新株予約権発行日以降、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、株式無償割当を行なう場合、株式併合を行なう場合及びその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4 新株予約権行使の条件

- (1) 対象者が権利行使資格を喪失した場合、対象者は権利行使資格を喪失した日以降、本新株予約権を一切行使できず、かかる日において未行使の本新株予約権は消滅する。
- (2) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株予約権の権利行使はできなくなり、本新株予約権は消滅するものとする。

- a 在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分をうけた場合
 - b 会社法第331条に規定する欠格事由に該当するに至った場合
 - c 会社法第356条に違反する競業取引を行なった場合
 - d 会社法第356条に定める行為を行ない、当社またはソフトバンクグループ各社に対して損害賠償責任を負うべき場合
 - e 当社の書面による承諾なしに当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任または就職した場合
 - f 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - g 当社またはソフトバンクグループの社会的信用を害する行為その他当社またはソフトバンクグループに対する背信的行為と認められる行為をした場合
 - h 新株予約権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合
 - i 本新株予約権を放棄した場合
 - j 権利行使期間到来前に死亡した場合
- (3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。
- a 平成20年6月16日と株式公開日より6ヶ月経過する前日のどちらか遅い日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
 - b 上記a 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の25%について権利行使することができる。
 - c 上記b 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
 - d 上記c 経過後、平成28年6月16日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。
- 5 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。
- 6 平成19年10月1日の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

⑦ 会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の状況

(平成18年9月21日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数（個） (注) 1、2	74
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株） (注) 1、2、6	148
新株予約権の行使時の払込金額（円） (注) 3、6	125,000
新株予約権の行使期間	平成20年6月17日～ 平成28年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） (注) 6	発行価格 125,000 資本組入額 62,500
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じている。

- 2 新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、0.01株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、当社が普通株式につき無償割当を行なう場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。
- 3 新株予約権発行日以降、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、株式無償割当を行なう場合、株式併合を行なう場合及びその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4 新株予約権行使の条件

- (1) 対象者が権利行使資格を喪失した場合、対象者は権利行使資格を喪失した日以降、本新株予約権を一切行使できず、かかる日において未行使の本新株予約権は消滅する。
- (2) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株予約権の権利行使はできなくなり、本新株予約権は消滅するものとする。

- a 在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分をうけた場合
 - b 会社法第331条に規定する欠格事由に該当するに至った場合
 - c 会社法第356条に違反する競業取引を行なった場合
 - d 会社法第356条に定める行為を行ない、当社またはソフトバンクグループ各社に対して損害賠償責任を負うべき場合
 - e 当社の書面による承諾なしに当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任または就職した場合
 - f 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - g 当社またはソフトバンクグループの社会的信用を害する行為その他当社またはソフトバンクグループに対する背信的行為と認められる行為をした場合
 - h 新株予約権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合
 - i 本新株予約権を放棄した場合
 - j 権利行使期間到来前に死亡した場合
- (3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。
- a 平成20年6月16日と株式公開日より6ヶ月経過する前日のどちらか遅い日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
 - b 上記a 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の25%について権利行使することができる。
 - c 上記b 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
 - d 上記c 経過後、平成28年6月16日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。

5 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。

6 平成19年10月1日の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

⑧ 会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の状況

(平成19年9月20日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数（個） (注) 1	70
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株） (注) 1	70
新株予約権の行使時の払込金額（円） (注) 2	160,000
新株予約権の行使期間	平成22年11月2日～ 平成25年11月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 160,000 資本組入額 80,000
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、当社が普通株式につき無償割当を行なう場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- 2 新株予約権発行日以降、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行（会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株あたり払込金額}}{1\text{株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、新株予約権の割当日後に、合併または会社分割等を行う場合、その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3 新株予約権行使の条件

- (1) 対象者が権利行使資格を喪失した場合、対象者は権利行使資格を喪失した日以降、本新株予約権を一切行使できず、かかる日において未行使の本新株予約権は消滅する。
- (2) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株予約権の権利行使はできなくなり、本新株予約権は消滅するものとする。
 - a 在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分をうけた場合
 - b 会社法第331条に規定する欠格事由に該当するに至った場合
 - c 会社法第356条に違反する競業取引を行なった場合
 - d 会社法第356条に定める行為を行ない、当社に対して損害賠償責任を負うべき場合
 - e 当社の書面による承諾なしに当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任または就職した場合
 - f 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - g 当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為をした場合

- h 新株予約権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合
 - i 本新株予約権を放棄した場合
 - j 権利行使期間到来前に死亡した場合
- (3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。
- a 平成22年11月2日より1年間は、割当てられた新株予約権の25%について権利行使することができる。
 - b 上記a 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
 - c 上記b 経過後、平成25年11月1日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。

4 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。

⑨ 会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の状況

(平成19年9月20日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数（個） (注) 1	220
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株） (注) 1	220
新株予約権の行使時の払込金額（円） (注) 2	160,000
新株予約権の行使期間	平成22年11月2日～ 平成25年11月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 160,000 資本組入額 80,000
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、当社が普通株式につき無償割当を行なう場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- 2 新株予約権発行日以降、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行（会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株あたり払込金額}}{1\text{株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、新株予約権の割当日後に、合併または会社分割等を行う場合、その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3 新株予約権行使の条件

- (1) 対象者が権利行使資格を喪失した場合、対象者は権利行使資格を喪失した日以降、本新株予約権を一切行使できず、かかる日において未行使の本新株予約権は消滅する。
- (2) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株予約権の権利行使はできなくなり、本新株予約権は消滅するものとする。
 - a 在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分をうけた場合
 - b 会社法第331条に規定する欠格事由に該当するに至った場合
 - c 会社法第356条に違反する競業取引を行なった場合
 - d 会社法第356条に定める行為を行ない、当社に対して損害賠償責任を負うべき場合
 - e 当社の書面による承諾なしに当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任または就職した場合
 - f 禁錮以上の刑に処せられた場合

- g 当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為をした場合
 - h 新株予約権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合
 - i 本新株予約権を放棄した場合
 - j 権利行使期間到来前に死亡した場合
- (3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。
- a 平成22年11月2日より1年間は、割当てられた新株予約権の25%について権利行使することができる。
 - b 上記a 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
 - c 上記b 経過後、平成25年11月1日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。

4 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年6月30日	—	63,622	—	1,620,711	—	1,664,427

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日である平成21年3月31日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,004	—	株主として権利内容に何ら制限のない標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 62,618	62,618	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	63,622	—	—
総株主の議決権	—	62,618	—

② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) アイティメディア株式会社	東京都千代田区丸の内三 丁目1番1号	1,004	—	1,004	1.58
計	—	1,004	—	1,004	1.58

(注) 当社は、平成21年7月6日に本店所在地を「東京都千代田区大手町一丁目3番1号」に変更しております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	平成21年5月	平成21年6月
最高（円）	36,500	38,900	41,450
最低（円）	24,400	28,200	34,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
人財支援事業部長	管理本部長 兼 経営企画部長	工藤 靖	平成21年7月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツにより四半期レビューを受け、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けていた監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,165,055	1,877,376
受取手形及び売掛金	348,845	419,370
有価証券	899,637	199,926
仕掛品	637	2,287
貯蔵品	95	97
その他	157,021	110,124
貸倒引当金	△107	△127
流動資産合計	2,571,185	2,609,056
固定資産		
有形固定資産	※1 124,631	※1 117,506
無形固定資産	185,618	185,299
投資その他の資産		
投資有価証券	802,244	996,497
その他	348,710	190,819
投資その他の資産合計	1,150,954	1,187,316
固定資産合計	1,461,204	1,490,122
資産合計	4,032,389	4,099,179
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	29,966	29,669
未払法人税等	3,662	7,380
賞与引当金	41,187	84,278
事務所移転損失引当金	120,000	—
その他	109,081	90,906
流動負債合計	303,898	212,236
固定負債		
リース債務	4,905	—
固定負債合計	4,905	—
負債合計	308,803	212,236
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,620,711	1,620,711
資本剰余金	1,664,427	1,664,427
利益剰余金	469,113	637,236
自己株式	△44,406	△44,406
株主資本合計	3,709,845	3,877,968
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△195	△3,058
評価・換算差額等合計	△195	△3,058
新株予約権	13,936	12,032
純資産合計	3,723,585	3,886,943
負債純資産合計	4,032,389	4,099,179

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
売上高	769,305	546,559
売上原価	281,888	267,387
売上総利益	487,417	279,171
販売費及び一般管理費		
従業員給料及び手当	181,131	155,755
賞与引当金繰入額	20,985	21,662
その他	261,835	232,685
販売費及び一般管理費合計	463,952	410,104
営業利益又は営業損失(△)	23,464	△130,932
営業外収益		
受取利息	10,212	3,433
受取配当金	750	—
その他	748	95
営業外収益合計	11,711	3,529
営業外費用		
支払利息	—	32
株式交付費	418	—
為替差損	—	165
雑損失	196	—
営業外費用合計	615	198
経常利益又は経常損失(△)	34,560	△127,601
特別損失		
事務所移転損失引当金繰入額	—	120,000
使用許諾一時金	—	9,523
特別損失合計	—	129,523
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	34,560	△257,125
法人税、住民税及び事業税	4,688	998
法人税等調整額	8,800	△90,000
法人税等合計	13,488	△89,001
四半期純利益又は四半期純損失(△)	21,071	△168,123

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	34,560	△257,125
減価償却費	18,717	23,882
のれん償却額	5,113	5,113
賞与引当金の増減額(△は減少)	△60,033	△43,091
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△15	△20
受取利息及び受取配当金	△10,962	△3,433
支払利息	—	32
株式交付費	418	—
事務所移転損失引当金繰入額	—	120,000
売上債権の増減額(△は増加)	156,211	68,215
たな卸資産の増減額(△は増加)	△3,894	1,651
仕入債務の増減額(△は減少)	△12,139	1,871
その他	3,989	7,457
小計	131,964	△75,444
利息及び配当金の受取額	19,687	4,228
利息の支払額	—	△32
法人税等の支払額	△178,723	△2,028
営業活動によるキャッシュ・フロー	△27,072	△73,278
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の純増減額(△は増加)	181,153	△200,000
有形固定資産の取得による支出	△28,982	△11,856
無形固定資産の取得による支出	△5,102	△25,923
投資有価証券の取得による支出	△99,313	—
その他	—	△100,954
投資活動によるキャッシュ・フロー	47,754	△338,735
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	39,514	—
その他	—	△307
財務活動によるキャッシュ・フロー	39,514	△307
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	60,197	△412,321
現金及び現金同等物の期首残高	1,611,736	1,877,376
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 1,671,933	※1 1,465,055

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1 固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前連結会計年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっており、前連結会計年度以降に経営環境等に著しい変化があるか、又は、一時差異等の発生の状況に著しい変化が認められる場合には、前連結会計年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

重要な引当金の計上基準

事務所移転損失引当金

事務所移転に伴い発生の可能性が高いと見込まれる固定資産除却損、原状回復費用等について、見積額を計上しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 151,045千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 139,699千円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 現金及び預金 1,221,933千円 預入期間が3ヶ月以内 の譲渡性預金 450,000〃 現金及び現金同等物 1,671,933千円	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 現金及び預金 1,165,055千円 預入期間が3ヶ月以内 の譲渡性預金 300,000〃 現金及び現金同等物 1,465,055千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末（平成21年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日至 平成21年6月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	63,622

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,004

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる 株式の種類	目的となる 株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高(千円)
提出会社	—	—	13,936
合計		—	13,936

(注) 平成19年9月20日取締役会決議に基づく新株予約権については、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

(単位：千円)

	テクノロジー・メディア事業	ライフスタイル・メディア事業	エンタープライズ・メディア事業	ビジネス・メディア事業	人財メディア事業	ターゲティング・メディア事業	計	消去又は全社	連結
売上高									
(1)外部顧客に対する売上高	193,097	159,129	114,020	125,943	88,262	88,852	769,305	—	769,305
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	193,097	159,129	114,020	125,943	88,262	88,852	769,305	—	769,305
営業利益又は営業損失(△)	14,020	△11,659	△40,192	32,072	24,345	4,878	23,464	—	23,464

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業区分に属する主な事業内容

- | | |
|---------------------|---|
| (1) テクノロジー・メディア事業 | 専門性の高いIT関連情報・技術解説 |
| (2) ライフスタイル・メディア事業 | 携帯、パソコン、家電、ゲーム等デジタル関連機器の製品情報
ならびに活用情報 |
| (3) エンタープライズ・メディア事業 | 企業情報システムの導入や運用等の意思決定に資する情報 |
| (4) ビジネス・メディア事業 | 情報技術に関するニュース及び、ITを効率的に仕事へ活用する
ための情報 |
| (5) 人財メディア事業 | スキルアップや転職を希望するIT関連技術者を支援するための
情報及び会員サービス |
| (6) ターゲティング・メディア事業 | IT関連製品やサービスの導入・購買を支援する情報ならびに会
員サービス |

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

(会計方針の変更)

事業区分の変更

従来、「内部管理上採用している区分」であるテクノロジー・メディア事業、ライフスタイル・メディア事業、エンタープライズ・メディア事業、ビジネス・メディア事業、人財メディア事業、ターゲティング・メディア事業の6区分としておりましたが、当期より、外部環境の劇的な変化からターゲティング・メディア事業で取り扱っていた顧客ニーズの高い商品をすべての事業セグメントに展開する方針を決定し、その方針に対応すべく組織変更を行なったことから、「商品の性質・種類による区分」により、メディア事業及びその他事業の2区分に変更することとしました。

当第1四半期連結累計期間におきましては、当社グループにおけるメディア事業の売上高、営業利益の金額の各合計額に占める割合がいずれも90%を超えていたため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

なお、従来の事業区分によった場合の当第1四半期連結累計期間における事業の種類別セグメント情報は次のとおりであります。

(単位：千円)

	テクノロジー・メディア事業	ライフスタイル・メディア事業	エンタープライズ・メディア事業	ビジネス・メディア事業	人財メディア事業	ターゲティング・メディア事業	計	消去又は全社	連結
売上高									
(1)外部顧客に対する売上高	144,129	112,872	97,940	78,551	32,066	80,999	546,559	—	546,559
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	—	1,150	—	—	—	—	1,150	1,150	—
計	144,129	114,022	97,940	78,551	32,066	80,999	547,709	1,150	546,559
営業利益又は営業損失(△)	△17,290	△56,657	△35,670	△453	△25,824	4,963	△130,932	—	△130,932

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末（平成21年6月30日）

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末（平成21年6月30日）

当社グループはデリバティブ取引を行なっていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

記載すべき重要な事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
59,242円54銭	61,881円74銭

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	3,723,585	3,886,943
普通株式に係る純資産額(千円)	3,709,649	3,874,910
差額の主な内訳		
新株予約権(千円)	13,936	12,032
普通株式の発行済株式数(株)	63,622	63,622
普通株式の自己株式数(株)	1,004	1,004
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	62,618	62,618

2 1 株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1 株当たり四半期純利益金額 332円76銭	1 株当たり四半期純損失金額 2,684円90銭
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額 330円08銭	なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額について、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(注) 1 株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 又は四半期純損失(△)(千円)	21,071	△168,123
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失(△)(千円)	21,071	△168,123
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	63,324.43	62,618.00
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額 の算定に用いられた普通株式増加数の主要な 内訳(株) 新株引受権 新株予約権	333.32 179.83	— —
普通株式増加数(株)	513.15	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含まれなか った潜在株式について前連結会計年度末から 重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月7日

アイティメディア株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 浅枝芳隆 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 津田英嗣 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアイティメディア株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アイティメディア株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年7月31日

アイティメディア株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 浅枝芳隆 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 津田英嗣 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアイティメディア株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アイティメディア株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

セグメント情報の「事業の種類別セグメント情報」に記載されているとおり、会社は事業区分を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年7月31日

【会社名】 アイティメディア株式会社

【英訳名】 ITmedia Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大 楓 利 樹

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目3番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長大槻利樹は、当社の第11期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。